Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-05-15

# ジョナサン・ウルフの公共政策の哲学について ：『恵まれない境遇Disadvantage』を中心に

松田, 毅

(Citation)
21世紀倫理創成研究,11:70-91

(Issue Date)
2018-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81010228

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010228

KOBE UNIVERSITY

# ジョナサン・ウルフの公共政策の哲学について
## ――『恵まれない境遇 *Disadvantage*』を中心に

松田　毅

### 1．始めに

筆者がメンバーのひとりである、倫理創成プロジェクトは、平成 28 年 10 月から神戸大学先端融合研究環、人文･社会科学系先端融合研究領域の一環として「メタ科学技術研究プロジェクト：方法・倫理・政策の総合的研究」を開始した。先端融合研究環は、先に発足した自然科学系先端融合研究環と社会科学系教育研究府に人文科学系領域を加え構成されているが、「メタ科学技術研究プロジェクト」は、人文学研究科、法学研究科、経済学研究科、人間発達環境学研究科、国際文化学研究科の教員有志で立ち上げ、これまで、この問題に関するワークショップを積み重ねてきた(1)。また、平成 29 年 10 月からは「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究―21 世紀型参加のビジョンと試行」が、日本学術振興会の「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業（領域開拓プログラム（研究テーマ公募型））に採択され、課題を限定し、神戸大学以外にまでメンバーを拡充した共同研究が始まっている。

これらの共同研究の一環として、神戸大学の経費により、オクスフォード大学（国立）ブラバトニック公共政策大学院のジョナサン・ウルフ教授を招聘した国際シンポジウムとワークショップを平成 30 年 1 月 25 日、27 日に開催することができた(2)。本稿ではウルフ教授の公共政策の哲学が、上記の二つのプロジェクトにとってどのような意義をもちうるか、を 2007 年に出版された、教授の共著『恵まれない境遇』を中心に紹介し、考察したい。

ウルフ教授の専門は、政治哲学、倫理学、応用哲学、（公衆衛生の）グローバル・エシックスなどとして特徴づけることができるが、邦訳された『「正しい政策」がないならどうすべきか』（*Ethics and Public Policy, Routledge,* 2011. 大澤津・原田健二朗訳 勁草書房 2016　以下『正しい政策』と略）にもあるように、その議論は、生命倫理や鉄道の安全性などに関わる、英国の委員会での政策関与に裏打ちされた手堅いものであると言うことができる。すでに触れた著作以外に、『政治哲学

入門』（*An Introduction to Political Philosophy*,Oxford.3rd. 2016. 坂本知宏訳 晃洋書房 1996）や『ノージック　所有・正義・最小国家』（森村進・森村たまき訳 勁草書房 1994）などの邦訳もあり、未邦訳のマルクス論 *Why read Marx today?* Oxford. 2002. や *The Human Right to Health.* Norton. 2012、2017 年には *An Introduction to Moral Philosophy* Norton. も公刊された。ウルフには以上の著作以外に編著、政治哲学、リスク論などに関する多数の論文がある。

これらの著作のなかでも、ここで焦点を当てる『恵まれない境遇』*Disadvantage.* 2007, 2013. Oxford. De-Shalit. A. と共著）は、その主題の性格上、公共政策を中心に社会科学分野との接点も多い。このことも、本稿で注目する理由のひとつである。

## 2.『恵まれない境遇』：リスク論と公共政策論

筆者がこれまで関わってきた倫理創成プロジェクトの応用哲学的な教育研究のひとつに、重篤なアスベスト疾患のような公衆衛生上の環境リスクの問題がある。これに関連する活動の経験と課題とからこの著作に注目する理由を３点挙げることができる。

１.「恵まれない境遇 disadvantage」という問題と概念は、ウルフが直接に、わたしたちが翻訳作業を通して学んだ、シュレーダー＝フレチェットの著作[(3)]に言及しているように、様々な仕方で恵まれない境遇にある人々が、その置かれている不利な状況により、多様なリスクにさらされやすいこと、その結果として、公害病・環境病のような環境不正義を蒙りやすいことを認め、その状況に内在する「インフォームド・コンセント」ディレンマの所在も認識したうえで、リスクを予防することを意図している[(4)]。

フレチェットが環境リスク論の文脈では、ハーサーニーの功利主義を批判し、「ロールズ主義」の立場から、統計学の２種類の誤謬―「危険でないものを危険」とする、第一種の錯誤（false positive）と「危険なものを危険でない」とする、第二種の錯誤（false negative）では、前者の錯誤のほうがましであると考えること―を踏まえ、無知や不確実性を孕む、先端技術や新しい物質の社会実装や自然環境の改変に関する社会的意思決定については、（素人市民にはしばしば生じることであるが、）言わば保守的な「マクシミン原則」を適用すべきことを唱えたのに対して、ウルフの場合は、より幅広い社会問題に関する「公共政策」の観

点から、恵まれない境遇にある人々が陥りやすいリスク状況を少しでも改善する方策とそのために必要な方法論上の具体的課題を取り上げて考察する。筆者は、そこに環境リスク論から公共政策へという理路を重ね読みしたいと考える[(5)]。

2．ウルフの立ち位置は、ウルフが「恵まれない境遇」という概念を分析し、経験科学的にも使用できるようにするために、その著書のなかで、よく知られている、センとヌスバウムの capability アプローチを手引きとして、そのアプローチを検証しながら、それをさらにより「実証可能な」仕方で、批判的に継承しようとする点によっても明瞭となる。

capability アプローチは、かなりラフに言えば、ロールズ主義がともすれば、「配分的正義」の概念に準拠し、所得の再配分（生活していく上で足りない収入の補填や様々な公共的料金の免除など）の仕方で、「恵まれない境遇」の人々を優遇する社会福祉政策の正当化を行なおうとしたと見なされてきたのに対して、人間の「福利厚生 well-being」は、そのような再配分あるいは、平たく言えば、そのような（与えられた）「お金」では必ずしも実現されないこと―センの場合は、その思想は、アダム・スミスの古典経済学と特にインドなど途上国の飢餓克服のような事例研究に基づき（Wolff.2013.55）、ヌスバウムの場合は、初期マルクスの「共同存在としての人間」の哲学やアリストテレスの自然学・倫理学（ibid.38）を基盤に、障碍者や移民、恵まれない立場の女性などの社会的排除の事例に基づく―を指摘し、人々の有する「潜在的能力」の自律的発揮の「エンパワーメント」にこそ公共政策の重点が置かれるべきだと論じてきた点に関わる。

これに対して、ウルフは、『恵まれない境遇』では、センの「機能 functioning」概念に基づく、capability アプローチの政治経済学的および倫理学的見解と問題意識の多くに同意する―*The Human Right to Health* や『正しい政策』にもそれは見られる―一方で、公共政策の立案や遂行を念頭に置いた場合、潜在能力としての capability の概念的曖昧さを指摘し、ロールズが提案したことで知られる「反省的均衡」の概念を、（特に哲学者個人の）「私的な」ものにとどまるものとして、以下でも触れるように、調査やインタビューによる「市民」の多様な声による、意味づけと評価を踏まえた「公共的な反省的均衡」モデルに作りかえることを模索していく。

このような理論的意図と公共政策的な観点からウルフは、ヌスバウムの提案した、厚生と「機能」に関わる、10 の指標を発展させ、それに 4 項目を加え、ど

のような指標によって、自分が「ちゃんと暮らしている well-being」と感じられるために、その発揮が求められる、人々の属性・能力を測定することができるのか、という倫理学・政治哲学と公共政策学に跨がる方法論的問題を明らかにしようとする（Wolff. 2013.186）[(6)]。ウルフは、共著者とともに、実際に英国とイスラエルで、様々な恵まれない境遇にある当事者たち、かれらを支援するソーシャルワーカーや医師などの専門職業人に、インタビュー調査を行った。また、これに関連して英国の貧困に関するヨーク大学の研究モデル（ibid.110）なども読者に参照させる。このように、経験的手法―それは莫大な費用がかかる、世論調査のような大規模集団に対する量的研究とは区別される、「質的研究」の特徴を有する―を採るのは、政府や各政策担当者が、「誰が最も恵まれない境遇にある」のかを測定し、限られた資源の制約下で、どのような人々に優先的に必要な政策を行うか、資源配分をするのか、を決定する助けとするためである―これは、「指数化問題 indexing problem」と呼ばれる。ウルフのアプローチは実現可能な手法で営まれ、政策志向的なのである。

３．また、『正しい政策』や *The Human Right to Health* などをみるかぎり、ウルフの政治哲学上の立場とその政策目標は、あくまで具体的で個別対応的、全般に控え目なものである。たとえば、前者で取り上げられている問題は、動物実験（１章）、ギャンブル（２章）、ドラッグ（３章）、安全性（４章）、犯罪と刑罰（５章）、健康（６章）、障碍（７章）、自由市場（８章）といった表題で括られるような問題群である。後者では、とりわけアフリカやアジアの「恵まれない境遇」にある人々の「生命維持」に関わる AIDS ないし HIV 治療薬の薬価と多国籍の大企業の知的所有権や収益確保のコンフリクトの問題解決である―これは「グローバルな公衆衛生倫理」というべき問題を形作る。その問題の一部は以下で取り上げるが、ウルフの目標は「公共的な反省的均衡」ないし「重なり合う合意」の確立にある。

『政治哲学入門』にも見られるように、ウルフの立場は、政治哲学は「多元主義」であり、また、ボトムアップ的、つまり事実に基づく「課題主導的」アプローチを採用し、公共政策上の論争の整理や提言に貢献することを課題としている―これは一般に言う「応用哲学」の立ち位置である。そこには、様々な社会政策を理解し、それを「正当化する解釈」を行うが、基本的には道徳哲学的・政治哲学的諸原理、つまり capability アプローチだけでなく、「自己決定原理」、「他者危害

の原則」、功利主義、ロールズ主義、パターナリズムなどの諸原理の「複数性」を承認したうえで、「理論と現実の均衡」を志向し、原理上、対立が孕まれているとしても、「重なり合う合意」を得ることができればよいのである[(7)]。このような立場は、当然ながら、政治的には「漸進主義」―「妥協」にも見える―でしかありえない。しかし、ウルフは、公共政策に対する支持の幅広い連帯を構築することが政治哲学の重要な課題であり、そのために「問題となるかもしれない取り扱いに関するパッチワーク」を重視する。

学際的な共同と市民（・国際）連携のもと、例えば、アスベストによる健康被害のような問題に即して進めてきた、倫理創成プロジェクトの研究・活動だけでなく、人文社会科学系の先端融合研究領域に属する「メタ科学技術研究プロジェクト」も、それらと密接に連動する「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究」も、その学際的性格から、このようなウルフの態度とアプローチから多くの点で学ぶことができるのではないだろうか。

しかし、ウルフの「バランス志向」は、何らかの（政治的）「価値中立性」を意味しない。この点を認識することは、公共性に関わる「規範的学」としての、倫理学、政治学さらには経済学の課題を考えるためにも重要である。ウルフらの英国やイスラエルでの社会調査や貧困研究などの諸観察にも見られるし、日本に生きるわれわれも、肌で感じることであるが、確かに恵まれない境遇はしばしば連鎖し、葡萄の房の実が繋がり合い成長するように、全体に大きく「クラスター化」する傾向があり、その状況で人々は、潜在能力を発揮することがますます困難な状態になる。ウルフはこの事実に着目する。また、この悪循環的クラスター化とは逆に、適切な支援により、クラスターが小さくなり、解消されていくこともある。「クラスター化」による悪循環の傾向を予防し、「脱クラスター化」の好循環を生み出すために、公共政策による経済支援や専門家の多様なサポートを通して、恵まれない境遇でも当事者が自分の力で自分の問題に向き合い、状況を切り開いていけるようになることを公共政策の課題とするのである―これは、特に、他者と繋がり依存しながらも「自分自身の環境をコントロールすること」と呼ばれる重要な契機である。センの用語を用いるならば、公共政策は、個人の有する「諸機能」を確保 secure し、特に、この機能がリスクにさらされることを予防し、かりに何らかの機能不全が生じている場合でも、自分の力で回復できる機会を産み出すことを目指さなくてはならないのである。言い換えれば、本研究の観点か

ら言えば、社会全体としては、不断のイノベーションを目指すことを第一目標とするのではなく、十分な暮らしを維持することが重要であると考えるのである。

ウルフのこの戦略は、ある程度まで英国の社会にすでに根付いているものを反映しているものと言えるかもしれない。『恵まれない境遇』でも、ホームレスと麻薬中毒、失業、死の連鎖･クラスター化が、その例として取り上げられている。この現象については、筆者は、2017 年に日本でも話題となった、イギリスの実話をもとにした、『ボブという猫』の主人公のエピソードを想起した。映画の主人公は、ストリート・ミュージシャンのジェームズである。かれは、両親の離婚と父の再婚などがあって、家庭に居場所がなくなり、麻薬中毒患者でホームレスとなって苦しんでいる。物語は、ジェームズのこの苦境から出発する。しかし、この若者の周りには、かれをサポートする、薬物依存からの回復を支援する、ソーシャルワーカー、「更正」用の住居―入居は回復見込みのある者に限られ、そこで依存を克服するように促される―の側の女性（兄を同じ状況で亡くしているが、初めはそれを互いに知らない菜食主義者）―、かれの歌を聴いてカンパし、販売する「ビッグイシュー」を買ってくれる町の人々などが登場する（cf. Wolff.2013.140）。この実話では、たまたま部屋に転がり込んで来た猫、ボブも重要な「係累 affiliation」となる。係累（「頼るべき存在」との帰属関係）が有ることは、文字通り単独で暮らす、「ホームレス」に欠けている、重要な属性であり、ヌスバウムの 10 項目のリストのなかでも、最も重要な「機能」として、「脱クラスター化」の鍵と位置づけられる。映画では、ボブが「縁」となり、ジェームズは、このような係累・連帯を広げることができ、自活までできた [(8)]。

ジェームズとボブの物語は、「幸運」にも恵まれれば、ウルフの言う「脱クラスター化」がどのように生じるかをわたしたちに表象させてくれる。その逆が、『恵まれない境遇』の冒頭で紹介されている、Leah という女性のエピソードかもしれない。この物語も、「連帯」、「自分自身の環境をコントロールすること」などの機能（不全）とその発揮（回復・獲得）に必要な公共政策とその哲学の射程を理解する上で重要である。

Leah は、仮名であるが、イスラエル南部の北アフリカ出身の移民の５番目の娘である。彼女の物語には様々な「恵まれない境遇」とそのクラスター化が書き込まれている。ここではイメージを喚起するだけで十分であるだろう。パレスチナ・ガザ地区、（貧困のために十分な教育を受ける機会のないままでの）中年男

性との 10 代での結婚、妊娠、（夫からの虐待と）離婚、シングルマザーとしての（収入のよい職業につけない）貧困、（自分の周囲には相談相手がいないし、社会福祉の専門家もいないので、）相談に乗ってくれる「カバリスト」（Wolff.2013.2）を頼りにせざるをえない点などである。その結果、彼女は「自分自身の環境をコントロールすること」が極めて困難、つまり、自分の力で自分の運命を切り開くことが非常に難しいのである[(9)]。

このエピソードは、彼女が、（ユダヤ人とアラブ人の）民族の違い、政治的・宗教的対立、ジェンダー・バイアス、因習などの（抑圧的・排除的）諸要因の絡み合いにより、より不利な恵まれない境遇、負の連鎖に追いこまれる様を描いている[(10)]。その上で、公共政策の観点から、何重にも恵まれない境遇が重なる人々が苦境から逃れるために、どのようなサポートができるのか、という問題意識が述べられる―「脱クラスター化」のための一歩をどう切るかという問題が、公共政策の問題として位置づけられているのである。

この問題に向き合う、ウルフの立ち位置は、人種、ジェンダー、民族、宗教、障碍などが、「恵まれない境遇に由来する不平等をさらに増やすことのない、社会を実現するよう努めるべきである」というものである。当事者には責のない偶然的不平等を、本人にはいかんともし難い「差異」によって、さらに拡大させることがないようにすることが重要なのである（『公共政策』227 頁）。その際、『恵まれない境遇』も『正しい政策』も「平等主義 Egalitarianism」の政治哲学を乗り越えるべき立場として位置づけるばかりでなく、その逆のノージックが代表する「リバータリアニズム」やミルトン・フリードマンの「新自由主義」（Wolff.2013.168）も是とは考えない。

つまり、有限な資源の配分や配分の優先順位も含め、社会的コンフリクトやディレンマのある公共政策上の課題に関して、社会の現実と公共政策を特定の理論から切るのではなく、すでに述べたように、「理論と現実の均衡」を回復させ、「反省的公共的均衡」と「重なり合う合意」を目指して、公共政策に対する幅広い連帯を構築するための「パッチワーク」を行うのである―それは、もちろん、政府や行政の諸策を無条件に受け入れることではない。この方向性は、専門分野だけでなく、価値観や社会背景の異なる、多様な研究者からなる、融合研究の目標設定ともマッチするように思われる。本稿の最終的な課題は、『恵まれない境遇』の哲学、学際的アプローチとその方法が、進歩する科学技術と社会がどのように

折り合いをつけるか、という問題に何らかの示唆を与えるのかどうか、を検討することであるが、それについては最後に戻ってくることにしたい。

### 3．ヌスバウムの「機能」リストとウルフの改訂に見られる「反省的公共的均衡」

センの capability アプローチを発展させた、ヌスバウムは、現在最も影響力のある倫理学者のひとりであるが、ウルフは、彼女の提起している「厚生 well-being」に必要な機能測定の 10 範疇を「恵まれない境遇」の測定に転用することを試み、実際に英国とイスラエルの、異なる二国でのインタビューで使用し、4 範疇を加えている。ヌスバウムらの場合、これらのカテゴリーが充足されない場合、そこに（社会）正義の欠落が認められること、その機能の発揮が促されるべきことが含意されるが、ウルフはこれを公共政策のための経験科学的指標ないし尺度として変様させ、組み直そうとしている。わたしたちは、そのような研究を、日本を念頭においた比較研究として行う可能性だけでなく、その種の指標やインタビュー方法に関する着想を、科学技術リスクの諸問題に取り組むための手法のひとつとして活かせないかどうか検討する必要がある [(11)]。

ウルフは 10 範疇をリストアップし、インタビュー調査を踏まえ、コメントを加えていく（Wollf.2013.38ff）。範疇は、かみ砕いて言えば、1．生命、2．身体の健康、3．身体の自由、4．思考の自由、5．愛情、6．意思決定、7．社会関係、8．自然、9．遊び、10. 政治経済的自由である。より正確には、以下に述べる通りであるが、ウルフの批評も交えながらまとめていきたい。その際、問題となるのは、厚生 well-being を測定するために、範疇が必要かつ十分かどうかであり、また、10 範疇が本当に何らかの「権威」をもつかどうかである。ここでウルフは、ロールズの「反省的均衡」に対して向けたのと同じ批評をヌスバウムのリストに向けている。つまり、「well-being」に関しても「反省的公共的均衡」が必要だとして、インタビューを用いた経験的研究を行うのである [(12)]。

そのために、ウルフは、ヌスバウムの 10 範疇のリストのテストを行う、4 段階の「コンサルティング」方法を設けた。

第 1 段階：予備段階として、ヌスバウムのリストの内容の妥当性に関して、それを「恵まれない境遇の人々」に関わる、哲学者や専門研究者、ソーシャルワーカーのような職業人の見解と照合する。

第 2 段階：予備考察を踏まえ、範疇の追加を提案する。

第３段階：英国とイスラエルでの２度（38 と 60）、計 98 回の詳細なインタビューの実施。最初は、自由なかたちで「well-being」のために必要な本質的機能とは何か、を傾聴するインタビューを行い、次に、カードを用いて、補充されたリストの諸項目について、協力者にコメントしてもらう方法を取る。

第４段階：その際、インタビューの協力者に、リストの項目に欠けている重要なものがないかどうかをたずねる。

調査の全体を通じて、ヌスバウムのリストは支持されたが、インタビューの結果として、ひとつの範疇が追加された。以上の結果を受けて、インタビューの内容を解釈し、リストの改訂が行われた。ウルフは、かれのプロジェクトの、この方法論に関する反論も想定し、それに応える議論も行っているが、ここでは立ち入らない。

ウルフは、well-being に関する、ヌスバウムの 10 項目のリストとその説明を引用する。本稿では、それらを要約し、各項目の下の［　］内にウルフのコメントを入れていこう。さらにその後に、筆者の意見があれば、加える。

１．生命：通常の寿命で人間的生活を最後まで生きることができる。

［協力者の解答では、長生き自体は重要でなく、他の機能が十全であることが重要であるという意見と生命はその前提条件であることが指摘された。なかには自分の子供の早死にを恐れる親もいた。］

２．身体の健康：再生産的なものも含め、健康でいられる。適切な栄養を取り、適切な宿りをもつことができる。

［女性ガン科医の意見から、恵まれない境遇という点では身体的健康と精神的健康とのあいだに本質的な差異はないが、短期的な疾病と障碍を抱え生き続けなくてはならない、慢性疾病の違いが指摘された。例として統合失調症と脳性麻痺の人々が挙げられている。また、治療により回復できるものとそうでないものの区別も、対策に予算が支出される公共政策に関わると彼女は指摘し、異なる疾病の実例二つ―高価な治療をすれば快癒する可能性がある聴覚障碍の子どもと深刻な転移があるので、余命を伸ばすためには治療を必要とするガン患者―を挙げ、いずれに予算を用いるかを決定することの困難を吐露している [(13)]。ウルフは、加えて特に貧しい人々が訴える、「いつも疲れている」という感覚―肉体的に厳しい仕事を時間に追われながら、いつもしなくてはならない不安や懸念による疲

労感であり、yuppy fatigue と区別される―を恵まれない境遇に関わるものとして指摘している。］

３．身体が犯されない自由 integrity：自由に場所移動できる。性的暴行、子供の性的虐待、家庭内暴力も含め、暴行を受けない。性的満足と再生産［生殖］の選択の機会を有する。

［協力者のなかに障碍のある人がいて、「身体が完全でないなら、よい人生を送ることはできない、と主張するのは不合理であるとし、項目２・３が重要でないという意見を述べる。これを受け、ウルフは、項目２と３は、身体が完全であることを必要としない点を付言し、この重要な問題は別に検討する。また、性的暴行と薬物依存の関係を指摘した協力者や生殖技術を 60 代になって使用できないか悩んでいる女性があったことなどにも触れている。］

４．感覚・想像力・思考：感覚の利用、想像し、思考し、推論できる。適切な教育を受け、情報と文化の条件下で感覚、想像、思考できる。表現・言論・宗教の自由。

［項目が詰め込みすぎで、宗教は入れるべきではなく、教育だけが重要だ、という意見もあったが、協力者の多くは、おおむね、この機能が充実した人生には必要であるとする点で一致した。薬物がこの機能を破壊するという指摘もあったほか、表現の自由が他者の権利を侵害することがあるという少数意見もあった。］

５．愛情 emotions：自分以外の物や人に愛着をもち、自分を愛し世話してくれる人を愛せる。

［比較的コメントが少ないが、この機能は一般的に受け入れられる。しかし、中にはこのような感情が重荷になり、むしろ絶えざる困難の源泉になるので、不要である、と答える人もある。］

６．実践理性：自分の人生設計についての批判的な反省に参加できる。

［ここは特に哲学者の知性偏重のバイアスを疑う意見があった。自己決定の理想の重要性は認めるが、それがメタレベルの批判的反省である必要はないという見解も紹介される。］

７．連帯［係累を有すること］affiliation：他人と一緒に他人に向き合って生きることができる。他者を認識し関心をもつ。様々な社会的相互作用に参加できる。自己を尊敬し、卑下しない社会的基盤をもつ。ジェンダー、宗教、人種、民族などを理由に差別されない。

［これには最も多くの意見があった。元ホームレスの意見として、帰属の感覚がなければ、食物、宿があること、身体の健康も無価値であり、特に重要なのは、帰属が自分を「有用な」存在にする点であること。自分が「社会の犠牲」になっているという感覚を消せない、通常の社会福祉政策も批判される。リスクに曝された 10 代の女性に関わるソーシャルワーカーも同じようなコメントをしている。確かに問題の諸価値は状況依存的であるが、その機能が無価値というのは行き過ぎである (14)。

この意味の「帰属」を、英国の「反貧困」活動担当の自治体公務員が定義し、「最重要な機能」のひとつとして「価値があると認められていること being valued」と述べる。その場合、「貢献できると理解されること」が強調されるが、別の協力者は、これが抑圧的になることも指摘している。

貧困や他の恵まれない境遇、係累・帰属の欠如が、互いにどのような因果関係を有するかについても、意見を述べた協力者があるが、上記のソーシャルワーカーは、帰属の欠如がすべてを不確かにする点を指摘する一方、別の機能を有することから、帰属へという因果の方向も指摘する。後者については、センがアダム・スミスの「きちっとした身なりが、公の場に恥じらうことなく出て行くために重要である」という指摘をしたことが紹介される。これについてある協力者は、身なりだけでなく、食物や身体の健康も恥じらうことなく公の場の出て行くために必要であることを指摘した。栄養不足の状態で不健康な、リスクに曝された 10 代の女性に事実そのような問題が感じられると言う。これに類する羞恥の感覚の問題は（比喩的な意味も含め）「路上で働く」ことにも認められている。

貧困と帰属の因果関係の問題は複雑で、これに関する意見は、インタビューへの協力者が念頭におく問題場面にも左右される。実際、スラムで暮らすことすなわち帰属の欠如ではないだろう。ウルフは開発が帰属を破壊した、スラムの再開発問題に言及している (15)。「連帯 solidarity」の喪失について語る協力者の意見も因果関係については双方向の指摘が見られる。恵まれない境遇に陥ることが、連帯を奪うこともあれば、その逆もある。なかにはガン患者―HIV の感染者のほうが典型とされる―が、どう接してよいか分からない、周囲の人から急に相手にされなくなるというような経験も語られている。］

ウルフのこのような丹念なアプローチ (16) は、基本的にわたしたちのプロジェクトの方法論―問題に関わる当事者、支援者、研究者の諸要素を含む―にも合致

し、イルガングが「ナラティブ倫理学」と呼ぶものに重なる。

8．動物、植物、自然の世界に関心や関係をもちながら生きることができる。

［これには賛否両論があり、贅沢で、重要な機能ではないという意見が有力であるが、元ホームレスの男性は、ホームレスの人々にとって犬が一緒にいることは非常に重要なことであると指摘している。これは事実として観察されることであるとウルフは付け加える。(17)］

9．遊び：笑える。リクレーション活動を楽しめる。

［概ね承認されたが、最も重要であるというような見方はなかった。］

10. 自分自身の環境をコントロールする：自分の生活を支配する政治的選択に実効的に参加できる。財産所有の現実的機会をもつ。他人と等しい条件で雇用を求める権利をもつ。

［これに反対する意見はないが、具体的にどのようにそれを実現するかについては、必ずしも政治参加が必要不可欠と考える人は多くない。ここでは様々な背景から、インタビューのセッティングのなかで協力者の政治関心を問いただすことは、必ずしも容易ではないという但し書きが加えられている。この項目に関しては、貧困と他人への完全な依存、私有財産なども問題となる。協力者のなかには、完全な依存状態を極端な貧困よりも悪いこととして記述する者もあった。ソーシャルワーカーの中にも、最も恵まれない境遇が、完全な依存状態にあることで、そのような人々は自分の状況を権威ある者にどのように伝えてよいかも分からない場合があると言う者があった。

ウルフによれば、ヌスバウムは、私有財産については、論争があるので、リストの初期のバージョンでは、それを含めていなかったが、その後、インドの貧しい女性が所有物をもつことが動機となり、自分の生活を変えるきっかけにできることから、見解を変えたが、協力者のなかにはこの初期の見解に与するものがかなりあった。イスラエルのキブツのような場所だけでなく、イギリスでもこのような意見があり、そこに問題が含まれていることが分かる。］

以上かなり詳細にヌスバウムのリストの内容とウルフらの調査結果とを追ってきた。公共政策の立案や実施を念頭に、「恵まれない境遇」に関して、丁寧なインタビューの協力者に当事者、関係者を交えることで、「well-being」に必要な「機能」に関する反省的公共的均衡に関しては、協力者の置かれた状況にも左右される、かなり多面的な像を描けているように思われる。わたしたちのプロジェクト

にこれを置き換えれば、生命・環境技術の社会実装に関して、恵まれない境遇が過去に生じ、今もその渦中にある、あるいは今後生じうる当事者、関係者らが、何を重要と考えるかを調査することが必要であることをあらためて認識できるだろう[(18)]。

ウルフらの調査で追加された4範疇（p.57ff）は以下の通りである。

11. 完全な独立：他人の援助に頼ることなく、自分の望み通りにすることができること。

ウルフはこれが「リバータリアンの範疇のダミー」であるとコメントしている。この機能は「自律」とも言い換えられるが、結論だけを言えば、インタビューでは、上記の6.10に対するコメントに入らないようなものはなかったと報告されている。

12. 他人のためによいことをすること：自分の人間性を表現することの一部として他人のためにケアすることができること。

しばしば（ホームレスに関わる活動をしている、人々からの報告も含め）貧しい人々がこれを強調するが、この機能は、一般的には「人生を豊かにするが、必ず必要というものではない」と結論される。

13. 法を遵守しながら生活すること。法を破るように強制されることなく生きること。他人や他の組織を騙さないで生きること。

ウルフによれば、驚いたことに、複数の法律関係者とNGOの活動家が、法律に違反しても、「よい生活」を送る人々が存在することを指摘した。その他にも同じような誤解があったが、この項目の本来の意味は、収入の乏しい人々が、場合によっては、生活のために、法に反せざるを得ないときに、「疚しさ」を感じ、そうでない場合には、何か嬉しい気持ちになれるような点に関わる。

14. 法を理解すること。法、その要求、法が個人に対して提供する機会を一般的に理解すること。法体系を前にして当惑しないこと。

恵まれない境遇の人々に関わるソーシャルワーカーの意見として、最も恵まれない境遇にある人々が抱える問題のひとつとして、かれらが権利や契約に関連する法律が理解できないことが挙げられている。そのような報告はパレスチナ占領地区で支援活動を行っているNGOの法律家からも出されている。そのような地区では、法的サービスが提供されておらず、法を知らず、法が自分たちの権利を守ってくれる事すら知らない人々がいるのである。英国の場合も、低収入の人々

のサポートに関わるインタビュー協力者から、収入の少ない人は、法へのアクセスも少ないという報告がなされた。

また、ここに「意思疎通」のために必要なローカルな言語の問題が介在するという法律家もあった。これは、移民にとっての言語の障壁―英国での英語やイスラエルでのヘブライ語―の問題も、上記の「機能」のリストには欠けているものとして言及されている（p.60）。この意味でリストがあくまで暫定的であることをウルフは確認している。総じて言えば、well-being のために機能がすべて満たされている状況は考えにくく、14 の機能は必要十分とは言えないようである [(19)]。

以上の調査と考察の結果以上に本稿の目的にとって重要なのは、「反省的公共的均衡」に向かって、「恵まれない境遇」を改善するという公共政策の研究の学際的かつ比較（社会）的な方法論にあることを強調しておきたい。

**4．結論に代えて：メタ科学技術研究と公共的反省的均衡**

３章でのヌスバウムの「機能」リストを巡るウルフの考察と調査を踏まえ、「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究」との連関を探る契機として、２章で挙げた３つの論点から、課題を考察し、指摘しておきたい。３つの論点とは、１．「恵まれない境遇」と環境リスク論的観点から科学技術の社会実装に関する、公共政策の融合研究に向かう、という筆者の想定する理路の可能性と妥当性、２．同じく、社会調査やインタビューを用いながら、当事者や関係者の多様な声を聞き取ることで意味づけと評価を踏まえた「公共的な反省的均衡」を目指すというウルフの方法論上のモデルの有効性の評価、３．恵まれない境遇の「クラスター化」がもたらす、悪循環を予防し、「脱クラスター化」の好循環を生み出すための公共政策の哲学の戦略を「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究」への活用の可能性であった。

まず、『恵まれない境遇』の結論（Wolff. 181ff）を利用してウルフの主張５点を確認しておこう。ウルフは、この著作により「平等」に関する理解を深めることができたとしたうえで、５点を述べる。

１．著作は「恵まれている」と「恵まれない」を再定義した。この場合、「恵まれない境遇」とは、「機能」を確保するために必要な本来の機会を欠いている状態を意味し、社会や政府はそのような「恵まれない境遇」を取り除く政策を展開する必要があることが確認される。

2．著作は「最も恵まれない人々」が誰であるかを跡づけた。誰が「最も恵まれない人々」であるか、については、『正義論』のロールズもそれを特定することはできなかったが、ウルフは、これに対して、ヌスバウムのリストが取り上げたような、厚生にとって重要な諸機能の不全・不安定のクラスター化の観点でこれに答えた。つまり、「最も恵まれない」状態とは、何重にも機能不全を背負わされている状態なのである。ウルフはこのように考えることで、現在の「先進諸国」でも深刻化している、「格差」あるいは「貧困」を埋めようとする、公共政策に対して、高まる批判にも答えることができると言う。このことは、社会の周縁に置かれたままの移民や被差別の人種を排除するのでなく、公共政策を通して社会に「包摂」することを意味する。ウルフは、ここで再度、フレチェットの著作に言及し、「最も恵まれない境遇」が「環境不正義」の問題と連動する点を確認している。

3．著作は、政治哲学を現実生活と関連づけた。そのことを通して、現実に存在する不平等に光を当て公共政策に役立てることができる。このような現実の場面では、政治哲学の理論上の二分法（「平等主義」と「優先主義」など）は実際には消えてしまう、とウルフは言う。「自己責任」と「機会」の二分法も同様であり、「あれかこれか」という問題設定は有効でないことをあらためて強調する。

4．著作は、公共政策をめぐる議論の環に「恵まれない人々の声」を含めることになった。これは、ヌスバウムのリストに対する前章のインタビューの方法を用いた改善を意味する。また、ウルフはここで当事者の人々の声を聞くだけでなく、「公共的反省的均衡」を目指し、解釈や理論の適用を行う点を強調している。ウルフ自身が、ここに参加的手法と理論的方法の組合せを見ている[(20)]。

5．著作は、「最も恵まれない人々」を公共政策が焦点化することを正当化する。ウルフは、「最も恵まれない人々」の切り捨てを正当化する言論は、道徳的に間違いであると断言する。しかし、そのような「切り捨て論」は、右翼の「自己責任論」にも、左翼の「非効率論」にも見られるものであることを指摘したうえで、これまで見てきた「脱クラスター化」の重要性を「連帯・係累があること affiliation」と自分で「自分の環境の管理」ができないことによる負の連鎖の事例から示したと自己評価している。特に、この最後の二つの機能

不全のクラスター化は、財政的にはそれほど大きくない出費での社会政策（例えば、まちの「クラブ」などを通してのコミュニティの維持）で予防できるし、そのようなコミュニティ全体が恩恵を受けるような政策 (21) により、「最も恵まれない人々」を「スティグマ化」しない方策が取れるが、より具体的な方策にはさらなる研究が必要であると述べて著作を締めくくっている。

以上のような特徴づけから、筆者は、「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究」に対して、幾つかの示唆が与えられたと考える。第一に強調すべき点は、生命や環境に関わる社会実装を、それが「（最も）恵まれない境遇」にクラスター化をもたらすように行うのではなく、逆に、脱クラスター化を促すように方向付けることを公共政策が目指すべきであること、そして本研究自体がこのことに貢献すべきであるという、重要なひとつの倫理的・規範的制約を明示化できる点である―大学の教育研究が公共的であるとすれば、その使命はそこにあるのではないか。

その意味で「恵まれない境遇」と環境リスク論の観点から、科学技術の社会実装に関する、公共政策の融合研究に向かう、という理路は十分に可能なものであり、妥当であると言える。同じくインタビューを用いながら、当事者や関係者の多様な声を聞き取ることで意味づけと評価を踏まえた「公共的な反省的均衡」を目指すという方法論は、熟議型やアンケート調査に加えて、実効的な方法として、その有効性が評価できると考えられる―具体的な立案が検討されるべきである (22)。

ここで取り上げた「恵まれない境遇」の問題は、『正しい政策』７章では特に「障碍」の問題として考察されている (23)。最後に、この問題から、ウルフの公共政策の哲学をさらに少しだけ特徴づけておきたい。事実、この場合、すべての不正義・不平等を取り除くことはできないかもしれないが、障碍者に対しての特別な不正義は取り除くことが可能かもしれない、とウルフが述べるからである。この控え目な目標は、『恵まれない境遇』の脱クラスター化の観点と重なる。ウルフが、障碍の問題に関して提案するのは、障碍の「医療的モデル」―精神的ないし身体的な障碍を治療が必要な「自然的な」欠落とする見方―と「社会的モデル」―障碍は、少なくともかなりの程度まで「社会的に構成される」という見方―に対する、「プラグマティックな平等モデル」である。それは、すでに見たように、人種やジェンダーによる差別の場合と同様に、偶然的不平等を拡大させないようにすることを企図する。これも「反省的公共的均衡」の実践例であると言える。

ウルフは、ロールズが障碍の問題に本格的に取り組むことはなかったが、ドゥオーキンが、その平等論のなかで「福利の平等論」と対比した、「資源の平等論」から障碍の問題に切り込んだとして議論を始める。ドゥオーキンは、「福利 welfare」については「選好充足」という概念自体の曖昧さもあり、「資源の平等論」を好んだが、「資源」を、お金や冨のような「外的資源」と技能や才能を含む「内的資源」に分け、障碍のある人々は、内的資源を欠くので、それを補うために、外的資源を余計にもつ必要があるという議論を行ったと要約する。このような見方を「医療的モデル」として捉えること―実は「経済的」モデルと言うほうが近い―は容易であるが、むしろお金の移転があれば、問題の解決に貢献すると考えているように見えるほうがより大きな難点であることが指摘される。

ここでは、議論の詳細に立ち入ることはできないが、現状の日本や英国の公共政策でも、職場のバリアフリーや交通政策、社会の差別解消に向けた啓発や雇用促進・法整備が行われており、そこにはお金の移転以上に、社会を変えようとする政策が行われていることが指摘できる。しかし、ウルフは、障碍自体がまったくなくなるように世界を変える社会政策がありうるとは考えない―また、バランスを取るために、その逆の事実として、社会政策上、「障碍者への特別扱い」が要求されていないことを示すものとして、障碍がある人とない人とで人生に対する満足の表明に大きな違いがあるとは言えないことを示す調査も挙げている（205頁）。

そして、障碍に関する公共政策の位置づけは、『恵まれない境遇』で議論された「最も恵まれない境遇」の指数化問題と連関している。ウルフは、明示的には述べていないが、この問題は「社会の最優先事項」とは見なせないというのである（207頁）[(24)]。そこで選択されるのが、上記の「プラグマティックな平等モデル」である。このモデルについては、「人種、性差、能力と社会集団を前提としたうえで障碍者も障碍のない人々と同じ程度のことができる」ようにしなくてはならない、という原則を追加する―しかし、不平等が完全になくなるわけではないが、多くの前進があると期待されると言う。

このようなプラグマティックな立場から、『恵まれない境遇』の「機能」に関する調査と考察でも問題となったことであるが、障碍がある人もない人も、「普通の人生」を送るために必要な自立―自分で「自分自身の環境をコントロールすること」―と「包摂」―係累があること affiliation ないしは帰属―の複雑なバラ

ンスが保てるように、正義の理論と社会政策を架橋することが試みられる。そこで、ウルフは、ドゥオーキンの「資源論」から導かれる、人的資源の増強（エンハンスメント）、現金補償、ターゲットつきの資源の補強（例えば、車いすの支給）、地位の補強（様々な市民教育などによる障碍者への差別の解消）という４つの互いに異なる戦略（210 頁）を取り上げ、「社会的モデル」や第三の理論としての capability の理論も踏まえながら、それぞれが有効性をもちうると評価した後で、それらを利用した政策について、その「反省的均衡」あるいは「重なりあう合意」を見ようとする―それはウルフが述べた「解釈」の作業のパッチワークである。

つまり、センやヌスバウムの capability アプローチについても、それが、政府に関係する限りにおいて、人間に何が「でき」何に「なれる」のかが重要である点を踏まえ、政府は潜在能力に焦点を当てる限りで市民の「機会」を広げるように最善を尽くせる点、そして市民がそれを利用できるようになる点を強調している。この限りで、障碍者政策が、障碍者の capability を高め、障碍を取り除くように地位を増強することは、その有力な方法となる。障碍者の地位の補強問題についての相異なる３つのアプローチに関しては「反省的均衡」を見いだすことができるというのである。

もちろん、公共的反省的均衡が容易に見いだせない問題が存在するだろう。本研究が取り上げている、日本の近い将来のエネルギー選択も、少なくとも現時点では、そのひとつ問題であるだろう。『正しい政策』では鉄道を例に科学技術の安全性の問題も取り上げられており、同書での障碍に関する公共政策の場合の解釈の諸原則が、エネルギー問題にそのまま適用されるわけではない[(25)]。とはいえ、動物実験の場合（44 頁）も含め、ウルフは、当事者の扱いが道徳的に改善されない場合には、道徳的信念の調整と制度や技術の進歩の両面を考慮して、技術の改善、削減、置き換えも重要な点を確認している。その場合は、経済活動の法規制、リスク評価がより差し迫った問題となるだろう―これは、筆者らが取り上げた、アスベストの場合の代替製品と、エネルギー問題における代替エネルギーの問題と重なるし、ウルフが、Risk and the Regulation of New Technology の講演で問題としたものでもある。その際、ウルフは、社会の構造の変革のために、相対的に少ない代償で政策を道徳的に進歩させること、制度を「より反対のしにくいもの」に変えていくことを強調する。そのために規制する側も「重なり合う合意」に向け努力すること（47 頁）を求める。

筆者は、これまで見てきたように、ウルフの「公共政策の哲学」は、少なくとも幾つかの点で、生命と環境に関わる技術の諸問題に関する、社会的意思決定を焦点とする限り、公共的反省的均衡を目指す、研究のモデルのひとつとなると考える。

**註**

（1）「メタ科学技術研究プロジェクト：方法・倫理・政策の総合的研究」については、『倫理創成研究』第 10 号で紹介し、その 2017 年度の活動およびウルフ教授を招聘した開催されたシンポジウムとワークショップ「公共政策を焦点とした人文社会科学分野の融合研究の可能性」については本号で簡潔に報告している。教授の基調講演は、'Risk and the Regulation of New Technology' であった。

（2）長く University College London の哲学部で教鞭を執った後、2016 年 9 月からは同大学院に籍を移した、ウルフ教授の招聘にあたり、『政治哲学入門』の訳者、坂本知宏氏のご尽力を仰いだ。この場を借りて深謝したい。優れた入門書である同訳書には、ウルフ教授の略歴や政治哲学の紹介がある。

（3）ウルフは、『環境リスクと合理的意思決定―市民参加の哲学』（*Risk and Rationality.* 1991.Universty of California.）松田毅監訳 2007 年昭和堂と未邦訳の『環境的正義』（*Environmental Justice.* Oxford. 2002）に言及している。

（4）'Risk and the Regulation of New Technology' の講演では、伝統の倫理原則が抱える「モラル・ディレンマ」の問題に言及し、中道を目指すことが重要であることが指摘された。ウルフには、"What is the value of preventing a fatality?" *Risk: Philosophical Perspectives,* ed.by. Lewens. T., Routledge. 2007. 54-67 やリスク論に関する多くの一般的論考もある。

（5）筆者の場合、研究は環境リスクから公衆衛生、震災復興、社会資本に及んだ。松田毅「公衆衛生のための倫理学へ―「アドヴォカシー」の観点から」『倫理創成研究』8 号、2015 年 pp.84-98. Matsuda. T.,"Towards environmental ethical conception of "social capital" as "commons" *The 6th International Conference Applied Ethics and Applied Philosophy in East Asia* 国立台湾大学 2015 年 (manuscript), 松田毅「被災の時間　復興の時間―課題としての阪神・淡路大震災と東日本大震災」、*Contemporary and Applied Philosophy vol.8* 2016 年

日本応用哲学会編 pp. 1-14.

（6）ウルフは Nussbaum. M., “Capability as Fundamental Entitlements: Sen and Social Justice” *Feminist Economics.* 9 2003. 33-59. を指示する。邦訳『正義のフロンティア』（神島裕子訳法政大学出版局 2012 年）にその叙述がある（446 頁以下）。本稿の訳語は筆者の判断が入っている。

（7）ウルフのこのような態度は、「あれかこれか」ではなく、均衡を図り、「あれもこれも」の態度を取る点で、イルガングの「解釈学的倫理学」の「プラグマティック」な態度に共通する（イルガング『解釈学的倫理学―科学技術社会を生きるために』松田毅監訳 昭和堂 2014 年 .Irrgang. B., *Hermeneutische Ethik. Pragmatisch-ethische Orienierung in technologischen Gesellschaften.* Stuttgart. 2007.）。両者が、公共性を志向し、哲学者の陥りがちな思弁的独りよがりの「耽溺」傾向から距離を取る（cf. Wolff.2013.96）点に筆者も共感する。

（8）これをジェームズ周辺の小さなコミュニティや社会資本の「機能」と呼ぶことができる。

（9）プロジェクトのメンバーが行った読書会で、ウルフが『公共政策』で扱っている、ギャンブル・ドラッグの例と後述の障碍の例を比較すると、公共政策と（貧困、失業などの）社会的背景の理解について、ウルフの「深度」が違うという印象があるという意見があった。特に、ギャンブル・ドラッグを単純に社会からの「逸脱行為」と見なしている趣のある、英国の委員会活動として行ったインタビューの内容にはそれが感じられたという批判があったが、Leah の例や『恵まれない境遇』のインタビューは、そのような印象が一面的であることを示唆しているように思わせる。

(10) 干ばつの問題が指摘されるように、この地域の自然環境の厳しさもこれらに輪をかけているかもしれない。実際、ジェームズと Leah の状況には多くの違いがある。

(11) このことは、倫理創成プロジェクトや「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究」のメンバーの多くが、公共政策に関わる、市民フォーラム、サイエンスカフェ、討論型熟議などの、参加型意思決定の手法やアクションリサーチに関わっていることと無縁ではない。

(12) Walzer の「文脈的均衡」がこの前段階として位置づけられているが、そこ

でも哲学者の解釈を超えて、「公共的」モデルが必要であることが指摘される（Wolff.2013.42）。もちろん、市民の直観、意見、論証がそのまま受け入れられるのではないが、政策変更を求める場合には、民主主義の政治哲学にとっての根本的な「インプット」であるべきとされる（43）。

(13)「生命・環境技術の社会実装に関する先端融合研究」の場合、これは生殖技術に関する公共政策の問題として顕著に表れる。

(14) ウルフは「帰属の感情」についてマズローの「欲求」論を敷衍している。

(15) 原口剛が取り組む、ニール・スミスの語る「ジェントリフィケーション」の問題がここで重なる。

(16) ウルフが障碍を論じる箇所で店員が障碍のあるひと本人―言語障害があろうがなかろうが―にではなく、車イスを押す介護者に注文を聴くという挿話が出てくるが、これは筆者も学生時代に幾度も経験したことである。

(17)『ボブという猫』に登場するホームレスも犬を飼っている場合があるが、日本の場合にはこれは妥当しないかもしれない。

(18) アスベスト問題に関する当事者へのインタビューで、疾病や（遺族として）死の原因と責任（謝罪や処罰）の問題以外に、特に、医療と労災も含めた補償の機能が、恵まれない境遇での well-being に関わる重要な項目として浮き彫りになった経験が筆者にはある。

(19) ウルフは「恵まれている、いない」を指数化する課題について、10 範疇との類比で「十種競技スコアモデル」（Wolff.2013.99）によりこれを検討するが、その検討は他日に期したい。2018 年 1 月 25 日の講演でも RCBA（リスク・費用便益分析）とその条件付きの有効性も論じており、経済学的量化によるリスク評価を拒んではいない。ただそれらを決定的で万能だとは見なさない。また、それが拡張され、その手法に馴染まない問題にまで拡張されると、有害で「モラル・ハザード」を引き起こすので、事前警戒的（precautionary）な態度で望む、あるいは幾つかのチェックリストに従い判断する必要があると言う。

(20) この問題は、当事者と関わることに由来する「研究倫理」上の問題も生み出す。筆者自身、『石の綿―マンガで読むアスベスト問題』の制作やその過程で多くの問題に直面した。

(21) この視点は、本研究の焦点のひとつである、（特に再生可能な）エネルギー

問題についての地方の比較的小さなコミニュティベースの取り組みにも当てはまるだろう。

(22) この手法はさらに錬成されるべきである。有識者への多くのインビューを含む『生命倫理の源流』岩波書店　香川知晶・小松美彦編　2014 年なども参照したい。

(23) すでに触れたように、『正しい政策』に関してプロジェクトのメンバーが、分担して合評会を行った。動物実験、ギャンブル、ドラッグ、安全性、犯罪と刑罰、健康、障碍、自由市場のうち、筆者はこの問題と動物実験を担当した。後者では、社会心理実験の研究倫理の問題点が指摘されてもいる。ある種の実験では「被験者」が目的を知らされない（欺瞞を含む）点でインフォームド・コンセントに問題があり、侵襲的でトラウマを引き起こしかねないと想定されている。

(24) これについてはもちろん、異論が出る可能性はあるが、ウルフは障碍者のための運動家が現実には、難しいディレンマに直面し、現実的な方向性を取る傾向があったことに触れている。

(25) この点は「障碍」の章でも、ベトナム戦争の傷病兵をイメージした身体障碍以外の「認知障碍者」のような例にも注目し､事例の偏りを回避すること、障碍者をさまざまな楽しみや目標達成への可能性をもった人々とみなすという提案として示されている。

所属（神戸大学人文学研究科教授）